

第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

注

1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

(b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。) ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎ その他これらに類するやぎの毛をいう。

(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛(第 05.02 項参照)及び馬毛(第 05.03 項参照)を除く。